

|     |       |         |  |
|-----|-------|---------|--|
| 総務部 | 総務課   | 総務係     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>② 議会事務局並びに監査事務局との連絡調整に関する事。</li> <li>③ 儀式に関する事。</li> <li>④ 秘書及び渉外事務に関する事。</li> <li>⑤ 法規の運用並びに例規の制定、改廃及び例規類集の編さんに関する事。</li> <li>⑥ 公告式及び令達に関する事。</li> <li>⑦ 文書管理に関する事。</li> <li>⑧ 公印の管守に関する事。</li> <li>⑨ 国その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>⑩ 訴訟に関する事。</li> <li>⑪ 広報に関する事。</li> <li>⑫ 情報公開に関する事。</li> <li>⑬ 報道機関との連絡に関する事。</li> <li>⑭ 災害応援及び受援に関する事。</li> <li>⑮ 庁内管理に関する事。</li> <li>⑯ 乗用自動車（借上げを含む。）及び加入電話（専用電話を除く。）に関する事。</li> <li>⑰ 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（総務部総務課契約係（以下「契約係」という。）の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関する事。</li> <li>⑱ 個別外部監査の実施に関する事。</li> <li>⑲ 内部統制に関する事。</li> <li>⑳ 他の課、場、センター、所及び室の所管に属しないこと。</li> </ul> |
|     |       | 職員係     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員の任免、服務その他身分に関する事。</li> <li>② 人事制度及び給与制度に関する事。</li> <li>③ 労働組合に関する事。</li> <li>④ 諸給与の支給及び給与に係る諸税等の徴収に関する事。</li> <li>⑤ 研修及び人材育成に関する事。</li> <li>⑥ 恩給に関する事。</li> <li>⑦ 市町村職員共済組合に関する事。</li> <li>⑧ 社会保険（労働者災害補償保険及び雇用保険を含む。）に関する事。</li> <li>⑨ 労働安全衛生管理及び公務災害補償に関する事。</li> <li>⑩ 服制に関する事。</li> <li>⑪ 福利厚生に関する事。</li> </ul>   |
|     |       | 契約係     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 物品の調達、売却、賃貸及び修理の契約に関する事。ただし、1件50万円以下の物品の購入及び修繕（貯蔵品及び固定資産に係るものを除く。）に係るものを除く。</li> <li>② 各種工事及び製造その他の請負契約に関する事。</li> <li>③ 運送及び供給の契約に関する事。</li> <li>④ 損害保険契約に関する事。</li> <li>⑤ 契約制度に関する事。</li> </ul>   |
|     |       | 経営管理課   | 経営管理係  |
|     |       | 出納係     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現金、預金及び有価証券の運用並びに出納保管に関する事。</li> <li>② 出入金及びその審査に関する事。</li> <li>③ 決算に関する事。</li> <li>④ 出納取扱金融機関に関する事。</li> <li>⑤ 諸税等の納付に関する事。</li> </ul>   |
|     |       | 管財係     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 財産の取得、借上げ、管理（事業目的に供しているものの管理を除く。）処分及び補償並びに不動産の有効活用に関する事。</li> <li>② 減価償却に関する事。</li> <li>③ 火災保険に関する事。</li> <li>④ 貯蔵品の管理に関する事。</li> <li>⑤ 不用品の廃棄に関する事。</li> <li>⑥ 用地の保全のための境界明示及び占用、使用等に関する事。</li> </ul>  |
|     | 企画調整課 | 企画調整係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業運営に係る基本計画に関する事。</li> <li>② 財政計画に関する事。</li> <li>③ 分賦金に関する事。</li> <li>④ 構成団体との総合調整（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。</li> <li>⑤ 水道施設の更新事業に係る収支の見通しに関する事。</li> <li>⑥ 水資源に係る総合調整に関する事。</li> <li>⑦ 事業認可の申請に関する事。</li> <li>⑧ 阪神水道企業団運営協議会に関する事。</li> <li>⑨ 阪神水道企業団経営懇談会に関する事。</li> <li>⑩ 経営の評価及び分析に関する事。</li> <li>⑪ 業務改善に係る総合的企画、調整及び推進に関する事。</li> <li>⑫ 組織管理に関する事。</li> <li>⑬ 構成団体及び外部関係機関との連絡調整（危機時の連絡調整を含み、他の課所の所管に属するものを除く。）に関する事。</li> <li>⑭ その他特命事項に関する事。</li> </ul>  |
|     |       | 情報システム係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報システム（水運用、水処理、施設情報に関するもの及び業務系システムを除く。以下同じ。）の企画、調整及び運用管理並びに情報セキュリティに関する事。</li> <li>② 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関する事。</li> </ul>  |
| 技術部 | 浄水計画課 | 事務係     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>② 課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関する事。</li> <li>③ 技術継承に係る企画及び調整に関する事。</li> <li>④ 高等専門学校との連携協力に関する事。</li> <li>⑤ 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関する事。</li> </ul>  |
|     |       | 浄水管理係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水運用及び浄水処理、水質管理等の水道技術に係る調査、研究、開発、企画及び総合調整に関する事。</li> </ul>   |

|         |       |   |
|---------|-------|---|
|         |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>② 水供給（取水から構成市供給までの全工程）に係る総合的な連絡調整に関する事。</li> <li>③ 水質保全及び水質監理に関する事。</li> <li>④ 運転管理に係る業務委託に関する事。</li> <li>⑤ 別に定める工事の設計の審査に関する事。</li> <li>⑥ 水供給（取水から構成市供給までの全工程）に係る総合的な危機管理に関する事。</li> <li>⑦ 給水量の調定に関する事。</li> <li>⑧ 給水開始前検査に関する事。</li> <li>⑨ エネルギーに関する事。</li> <li>⑩ 環境に係る調査、研究、評価及び分析に関する事。</li> </ul>   |
|         | 計画係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設及び管路の整備に係る調査、研究、企画及び総合調整に関する事。</li> <li>② 施設整備計画の策定に関する事。</li> <li>③ 企業団の危機管理に係る調査、研究、企画及び総合調整に関する事。</li> <li>④ 施設警備に係る業務委託に関する事。</li> <li>⑤ 別に定める工事の設計の審査に関する事。</li> </ul>  |
| 施設管理課   | 企画係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気、機械等設備（以下「設備」という。）の整備に係る企画及び総合調整に関する事。</li> <li>② 設備の維持管理に係る調査、研究、企画及び総合調整に関する事。</li> <li>③ 技術監理に係る企画及び調整に関する事。</li> <li>④ 設計積算制度に関する事。</li> <li>⑤ 別に定める工事の設計の審査に関する事。</li> <li>⑥ 工事検査に関する事。</li> <li>⑦ 課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関する事。</li> <li>⑧ 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関する事。</li> </ul>   |
|         | 電気設備係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気設備に係る工事の設計、実施及び監督に関する事。ただし、各所及びセンターの所管に属するものを除く。</li> <li>② 別に定める工事の設計の審査に関する事。</li> <li>③ 専用通信及び情報システムの設備に関する事。</li> <li>④ 受導送配水流量計に関する事。</li> <li>⑤ 安全管理に関する事。</li> </ul>  |
|         | 機械設備係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 機械設備に係る工事の設計、実施及び監督に関する事。ただし、各所及びセンターの所管に属するものを除く。</li> <li>② 別に定める工事の設計の審査に関する事。</li> <li>③ 安全管理に関する事。</li> </ul>   |
| 工務課     | 施設整備係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関する事。ただし、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。</li> <li>② 建築物の維持管理に関する事。</li> <li>③ 建築物に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関する事。</li> <li>④ 管轄に関する事。ただし、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。</li> <li>⑤ 別に定める工事の設計の審査に関する事。</li> <li>⑥ 課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関する事。</li> <li>⑦ 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関する事。</li> </ul>   |
|         | 管路整備係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 導送配水管路に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関する事。</li> <li>② 別に定める工事の設計の審査に関する事。</li> </ul>  |
|         | 管路維持係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 導送配水管路の維持管理に関する事。</li> <li>② 導送配水管路に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関する事。ただし、管路整備係、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。</li> <li>③ 別に定める工事の設計の審査に関する事。</li> </ul>  |
| 浄水管理事務所 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関する事。</li> <li>② 浄水場の見学者対応及び一般開放に関する事。ただし、総務部総務課総務係の所管に属するものを除く。</li> <li>③ 所の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関する事。</li> <li>④ 所管施設（大道取水場、淀川取水場、猪名川浄水場及び尼崎浄水場をいう。次項において同じ。）に係る取水、導水、浄水、送水及び配水作業に関する事。</li> <li>⑤ 前号の作業における水質管理に関する事。</li> <li>⑥ 所管区域の監視に関する事。</li> <li>⑦ 所管施設の維持管理に関する事。</li> <li>⑧ 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関する事。ただし、技術部各課の所管に属するものを除く。</li> <li>⑨ 浄水場発生物の有効利用に関する事。</li> </ul> |
|         | 所管区域  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大道取水口から猪名川送水路尼崎市及び西宮市境まで</li> <li>② 淀川取水口から尼崎送水路尼崎市及び西宮市境まで</li> <li>③ 東部配水管路</li> </ul>   |
| 送水センター  | 事務係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① センターの予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関する事。</li> <li>② 水道作業の総合日報及び月報の作成、整理に関する事。</li> <li>③ センターの工事（業務委託を含む。）施行手続及び精算に関する事。</li> </ul>   |
|         | 送水係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 導水、送水及び配水設備の遠隔操作に関する事。</li> <li>② 送水及び配水作業に関する事。</li> <li>③ 前号の作業における水質管理に関する事。</li> <li>④ 給水量の調定に関する事。ただし、浄水計画課浄水管理係の所管に属するものを除く。</li> <li>⑤ 水道作業の総合日報及び月報に関する事。ただし、事務係の所管に属するものを除く。</li> <li>⑥ 所管区域の監視に関する事。</li> </ul>  |
|         | 施設係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所管施設（甲東ポンプ場及び西宮ポンプ場並びに所管区域内の接合井、量水池、受水池、調整池、配水池及び送水ポンプをいう。以下この項において同じ。）の維持管理に関する事。</li> <li>② 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関する事。ただし、技術部各課の所管に属するものを除く。</li> </ul>   |
|         | 所管区域  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 猪名川送水路尼崎市及び西宮市境から芦部谷送水路終点並びに神戸送水路終点まで</li> <li>② 1期尼崎送水路尼崎市及び西宮市境から越木岩送水路篠原量水池まで</li> <li>③ 2期尼崎送水路尼崎市及び西宮市境から甲山送水路終点まで</li> <li>④ 芦屋送水路</li> <li>⑤ 中部配水管路</li> <li>⑥ 西部配水管路</li> </ul>  |

|       |     |   |
|-------|-----|---|
| 水質試験所 | 事務係 | ① 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。<br>② 所の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。     |
|       | 調査係 | ① 水質に係る各種調査研究に関すること。<br>② 品質管理システムの維持管理及び運用に関すること。ただし、検査係の所管に属するものを除く。）<br>③ 水質検査の精度管理に関すること。 |
|       | 検査係 | ① 水質検査計画の策定に関すること。<br>② 水質検査に関すること。<br>③ 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部の所管に属するものを除く。         |